

PRESS RELEASE

2011年2月11日

IFRS 財団がアジア・オセアニアのサテライトオフィスを東京に設置

- IFRS 財団の最初の地域事務所の場所は、アジア・オセアニア地域の IFRSs への確固たるコミットメントを反映するもの -

ロンドンを拠点とする国際会計基準審議会（IASB）の監視機関である IFRS 財団は、本日、アジア・オセアニア地域におけるリエゾン活動を強化するため、東京にオフィスを設置する意思を発表した。IASB のテクニカル・スタッフは引き続きロンドンに拠点を置くものの、東京オフィスの設置によって、IFRS 財団とアジア・オセアニア地域における関係者との直接的な関係を持つ機会が増えることになる。IFRS 財団は、継続的な協議を促進するとともに、IFRSs を利用しているかこれを採用しようとしている国を支援するため、同財団と IASB のリソースを東京に置くことを予定している。

この発表は、東京で開催されている 2 日間の IFRS 財団評議員会議の初日終了後に行われた。評議員は、本件の他、戦略レビューに関する議論、IASB のコンバージェンスに向けた作業のレビュー、評議員のデュー・プロセス監視委員会の役割を拡大する提案の検討等を行った。合意に達した事項の要約は、会議終了後に公表される予定である。

この発表に関して、藤沼亜起評議員会副議長は、以下のように発言した。

「この重要な発表は、アジア・オセアニア地域の国際基準に対する強いコミットメントを反映したものであり、IASB の意思決定プロセスに同地域の関係者による意見が適切に反映される必要がある旨を示したものである。IFRS の採用は、アジア・オセアニア地域で広がっている。日本でも、IFRS の任意適用が認められている他、金融庁が 2012 年を目途に IFRS の強制適用について意思決定を行うことが予想されている。

オフィス設置に対する、財務会計基準機構/企業会計基準委員会及び金融庁による支援について、感謝の意を示したい。」

Press enquiries:

マーク・バイアット (IFRS財団 広報部長)

電話番号: +44 (0)20 7246 6472、電子メール: mbyatt@ifrs.org

ジラン・ビショップ (IFRS 財団 広報担当マネジャー)

電話番号: +44 (0)20 7246 6463、電子メール: gbishop@ifrs.org

注釈

IFRS 財団について

IFRS 財団は、IASB の監視機関である。財団は、IASB を通じて、公益の観点から、一般目的財務諸表において透明性のある比較可能な情報を提供する高品質かつ国際的な会計基準の開発に取り組んでいる。

IFRS 財団の評議員会は、IASB の作業と IFRS の厳格な適用を推進しているが、基準に関する技術的事項の決定には関与していない。

評議員は再任可能な 3 年の任期で任命される。定数が充足される場合、評議員はアジア・オセアニア地域から 6 名、ヨーロッパから 6 名、北米から 6 名、アフリカから 1 名、南米から 1 名、世界の残りの地域から 2 名でとなるように選出される。